

い い み ら い  
**11月30日は『年金の日』**



◆老後や「もしも」のときに備えて国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての方は国民年金に加入し(表1)、国が給付に必要な費用の2分の1を負担して、老齢基礎年金など(表2)年金給付の運営をしています。

年金受給のために、国民年金への加入届けを出して、保険料もきちんと納めましょう。

◆国民年金保険料の納付が困難なときは

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、納付が免除または猶予される制度があります。

①保険料申請免除制度…本人、世帯主、配偶者の前年の所得要件により全額または4分の3、半額、4分の1が免除となります。

②若年者納付猶予制度…50歳未満の方で、本人、配偶者の前年の所得要件により、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度…学生の方で、本人の前年の所得要件により、在学中の保険料の納付が猶予されます。

◆20歳になったらすべての人が加入します(表1) 国民年金の加入者は次の3つに分けられます。

種別	加入者	加入の届け出	保険料の納付
第1号被保険者	自営業・農林業・学生・無職の方など	ご自身で市役所の担当窓口へ	ご自身で納付 月額16,490円(平成29年度)
第2号被保険者	会社員や公務員など	勤務先が届け出	給料などから天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先が届け出	なし(配偶者の加入している年金制度が負担)

◆暮らしをサポート3つの基礎年金(表2)

	対 象	年金額(平成29年度)※1
老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある方が、65歳から受けられます。※2	779,300円(満額) ※保険料を40年間納めた場合
障害基礎年金	国民年金(第1号)加入中に初診のある病気やけがで国民年金法の1・2級の障害に該当する期間、支給されます。※3	1級974,125円 2級779,300円
遺族基礎年金	国民年金(第1号)加入中や老齢基礎年金を受けているか受けられる方が死亡したときに、その方に生計を維持されていた子のある配偶者、または子に支給されます。※3 (子とは18歳到達年度末までの子または20歳未満の障がいのある子をいいます)	779,300円+子の加算 2人まで1人につき 各224,300円 3人目以降1人につき 各74,800円

※1 国民年金は賃金や物価の変動などにより年金額の見直しが行われます

※2 今年の8月より、資格期間が10年以上25年未満の方でも老齢基礎年金が受けられるようになり、対象者には通知が郵送されています 手続きがお済みでない方は、早めに年金事務所へご相談ください

※3 障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには条件があります

◆納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。国民年金は、老後はもちろん、不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納期を守ってしっかり納めましょう。

栃木年金事務所では、相談希望日の1ヶ月前予約による年金相談を実施しています

▶相談時間帯=平日 午前8時30分~午後4時

▶予約受付=栃木年金事務所 ☎0282(22)4697 ※平日 午前8時30分~午後5時

■問合せ=市民課 ☎(20)3019・田沼行政センター ☎(61)1124・葛生行政センター ☎(86)4713



## 市有地をお売りします

■問合せ＝財産活用課 ☎(20)3050

市では、公共的に利用計画のない市有地について、一般競争入札による売却を行います。入札に参加される方は、土地に関する情報および入札方法を説明しますので、現地説明会にご参加ください。

ご都合のつかない場合は、財産活用課へご連絡ください。

- ▶ 申込・入札保証金納付期間＝11月1日(水)午前9時～20日(月)午後5時
- ▶ 入札日時＝11月28日(火)午前10時～(受付は午前9時～9時50分) ▶ 入札会場＝市役所4階会議室
- ▶ 入札申込＝所定の様式により、添付書類を添えて直接または郵送(簡易書留で申込締切日の消印有効)で、財産活用課へお申し込みください。(郵送先) 〒327-8501 財産活用課財産活用係(住所不要)

### 【入札予定物件】

※予定価格＝最低売却価格

番号	所在(地目)	実測地積	予定価格	現地説明会
29-1	大橋町3241-1	407.87㎡(約123坪)	11,540千円	11月13日(月) 午後1時30分～2時30分

○下記の物件については、先着順により随時売却を行っています。※売却済みの場合もあります

番号	所在	公簿地目	実測地積	売却価格
21	田沼町1825-13	宅地	240.43㎡(約73坪)	5,049千円
25	田沼町1836-1	宅地	211.95㎡(約64坪)	4,493千円
25-5	赤見町1219-21	宅地	465.31㎡(約141坪)	5,299千円
25-6	田沼町66-1	雑種地	422.11㎡(約128坪)	7,748千円
25-7	田沼町114-5	山林	359.98㎡(約109坪)	7,318千円
27-3	葛生東1丁目2650-5	宅地	1,179.26㎡(約357坪)	10,813千円

※詳しくは市ホームページ(行政情報→市有財産の売払い)をご覧ください

## ストップ・滞納～税金は納期限内に納めましょう～

■問合せ＝収納課 ☎(20)3010

税金は、市民の皆さんが安心して豊かな社会生活をしていくための大切な財源です。

市では税金を納期限内に納めていただいている多くの方との公平性を保つため、納付できるにもかかわらず納めない方や、ほかの返済を優先し税を滞納している方について、早期に滞納整理を行っていきます。

市では、次のような取り組みを行っています

### ●納税相談

市税などを納期限内に納めることが困難な方からの相談を受け付けています。

### ●納税催告

納期限を過ぎても納付・相談がない方へ、催告書などの送付、電話催告、自宅訪問、または勤務先訪問を行います。

### ●財産調査

滞納されている方の財産調査(官公署、金融機関、保険会社など)を行います。また、勤務先に対して給与の照会も行います。

### ●差押処分

滞納されている方の財産(不動産、預貯金、生命保険、給与、自動車など)の差し押さえを行います。差し押さえ後も納付にならない場合は、差押財産の公売・取立を行い、市税に充当します。



自動車の差し押さえの様子

**期限内納付にご協力をお願いします**

